

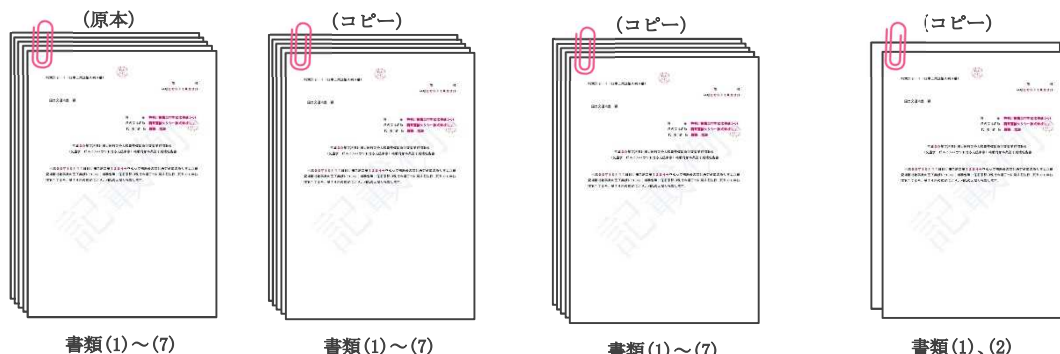
## 事業完了実績報告書の提出について（令和2年第三次補正予算）

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業（設備の導入）が完了したときには、補助対象事業の完了日（機器が納品された日）から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。 補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合においては、4月10日までに提出する必要があります。 なお、交付決定までに事業が完了している場合は、交付決定日から1か月を経過する日までに実績の報告を行ってください。

- 例1）補助対象事業の完了日：11月1日 → 完了実績報告書の提出期限：12月1日  
例2）補助対象事業の完了日：3月20日 → 完了実績報告書の提出期限：4月10日

### 【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。  
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)、(2)のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



### 【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）事業完了実績報告書（様式第6-6）
- (2) 令和2年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）事業完了実績表（様式第6-6別紙2）
- (3) 補助対象事業に係る請求書若しくは納品書の写し（実施額の確認できるもの）
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）
- (5) 車内に設置した設備の写真

※抗菌コートを行った場合においては、コートを行ったことがわかるような写真（「抗菌コート済」等の記載があるシールが貼付されていることが確認できる写真を

想定)

- (6) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）
- (7) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-9）

**※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。**

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
  - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式6-6別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
  - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(4)補助対象経費の支払いを証する書面(領収証等)」を添付して提出できない場合
  - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**確約書**」